

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

### 目次

#### 告 示

○地域森林計画案の関係書類の縦覧

（林業振興課）

—

○地域森林計画変更案の関係書類の縦覧

（同）

—

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

—

#### 正 誤

○宮城県公報第一九九七号中

—

### 告 示

○宮城県告示第千四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により宮城北部地域森林計画をたてたので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城北部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、仙台地方振興事務所、北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び気仙沼地方振興事務所

#### 三 縦覧期間

平成二十年十一月七日から平成二十年十二月八日まで

○宮城県告示第千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により宮城南地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城南部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、大原地方振興事務所及び仙台地方振興事務所

三 縦覧期間

平成二十年十一月七日から平成二十年十二月八日まで

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

黒川郡富谷町富谷字清水沢三十五番、三十六番一及び三十六番五の各一部、二十六番三、二十七番二、四十番、四十一番一、三十六番五の地先道並びに同字清水仲百三十五番三の一部（第二工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

富谷町

### 正 誤

○宮城県公報第一九九七号（平成二十年十月三日付け）中

ページ 一段 一行

正

誤

六

上

一

安倍  
民夫

阿  
倍  
民  
夫